

医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療提供体制推進事業費補助金（以下「統合補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この統合補助金は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために国が交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、統合補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるときは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、医療機器の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付の対象事業)

- 4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 救急医療対策事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

ア 小児救急電話相談事業

- イ 小児初期救急センター運営事業
- ウ 小児救急地域医師研修事業
- エ 共同利用型病院運営事業
- オ 小児救急医療支援事業
- カ 小児救急医療拠点病院運営事業
- キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業
- ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業
- ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業
- コ 診療協力支援事業
- サ 救急医療専門領域医師研修事業
- シ 救命救急センター運営事業
- ス 小児救命救急センター運営事業
- セ ドクターヘリ導入促進事業
- ソ 救急救命士病院実習受入促進事業
- タ 小児集中治療室医療従事者研修事業
- チ 救急勤務医支援事業
- ツ 非医療従事者に対する自動体外式除細動機（AED）の普及啓発事業
- テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）
- ト 救急患者受入コーディネーター事業
- ナ 救急患者退院コーディネーター事業

(2) 周産期医療対策事業等

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 周産期医療対策事業
- イ 周産期母子医療センター運営事業
- ウ 新生児医療担当医確保支援事業
- エ 地域療育支援施設運営事業
- オ 日中一時支援事業

(3) 看護職員確保対策事業

平成 年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」（以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

- ア 看護職員資質向上推進事業
 - (ア) 看護職員専門分野研修
 - (イ) 中堅看護職員実務研修
 - (ウ) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業
 - (エ) 看護教員養成講習会事業

- (オ) 看護教員継続研修事業
- (カ) 実習指導者講習会事業
- (キ) 協働推進研修事業
- (ク) 潜在看護職員復職研修事業
- イ 新人看護職員研修事業
 - (ア) 新人看護職員研修事業及び外部研修事業のうち医療機関受入研修事業
 - (イ) 外部研修事業のうち多施設合同研修事業、研修責任者研修事業及び新人看護職員研修推進事業
- ウ 病院内保育所運営事業（ただし、12カ月運営をしないものは除く。）
- エ 看護職員確保対策特別事業
- オ 訪問看護推進事業
- カ 外国人看護師候補者就労研修支援対策事業
- キ 助産師活用推進事業
- ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業
 - (ア) 多様な勤務形態導入研修事業及び多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業
 - (イ) 就業環境改善支援事業
- (4) 歯科保健医療対策事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」（以下「歯科保健医療対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業

 - ア 8020運動推進特別事業
 - イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業
 - ウ 在宅歯科医療連携室整備事業
- (5) 公的病院等特殊診療部門運営事業

平成5年6月15日健政発第385号厚生省健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づき実施する公的病院等特殊診療部門運営事業
- (6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」（以下「院内感染対策事業実施要綱」という。）に基づき実施する院内感染地域支援ネットワーク相談事業
- (7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等病床転換整備事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等協力体制促進事業
- (8) 在宅医療推進支援事業

平成 年 月 日医政発第 号厚生労働省医政局長通知「在宅医療

推進支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 在宅医療推進支援センター事業
- イ 在宅医療推進連絡協議会
- ウ 在宅医療従事者研修

(9) 地域医療対策事業

平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知「地域医療対策事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 医療連携体制推進事業
- イ 医師派遣等推進事業
- ウ 患者・家族対話推進事業

(10) 女性医師等就労支援事業

「勤務医等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき実施する女性医師等就労支援事業

(11) 産科医等育成・確保支援事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する産科医等育成・確保支援事業

(12) 医療提供体制設備整備事業

ア 「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業
- (イ) 小児初期救急センター設備整備事業
- (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
- (エ) 救命救急センター設備整備事業
- (オ) 高度救命救急センター設備整備事業
- (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業
- (キ) 小児集中治療室設備整備事業

イ 小児救急遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する遠隔医療設備整備事業（小児救急医療に係るものに限る。）

ウ 「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業

- (ア) 小児医療施設設備整備事業
- (イ) 周産期医療施設設備整備事業
- (ウ) 地域療育支援施設設備整備事業

エ 共同利用施設設備整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき実施する共同利用施設設備整備事業

オ 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業

- (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業
- (イ) 地域災害医療センター設備整備事業
- (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業
- カ がん診療施設設備整備事業
がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業
- キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業
リハビリテーション施設の設備整備事業
- ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業
昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知「人工腎臓装置の不足地域における整備について」に基づき実施する人工腎臓装置不足地域設備整備事業
- ケ HLA検査センター設備整備事業
平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知「HLA検査センターの設備整備事業について」に基づき実施するHLA検査センター設備整備事業
- コ 院内感染対策設備整備事業
「院内感染対策事業実施要綱」に基づき実施する院内感染対策設備整備事業
- サ 環境調整室設備整備事業
平成14年3月29日健発第0329023号厚生労働省健康局長通知「環境調整室の整備事業について」に基づき実施する環境調整室設備整備事業
- シ 看護師等養成所初度設備整備事業
「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所初度設備整備事業
- ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業
平成4年4月24日健政発第295号厚生省健康政策局長通知「理学療法士等養成所初度設備整備事業の実施について」に基づき実施する理学療法士等養成所初度設備整備事業
- セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業
「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する看護師等養成所教育環境改善設備整備事業
- ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業
「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する歯科衛生士養成所初度設備整備事業
- タ 内視鏡訓練施設設備整備事業
平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づき実施する内視鏡訓練施設設備整備事業
- チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業

平成19年2月6日医政発第0206003号・雇児発第0206001号厚生労働省医政局長・雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等支援事業の実施について」に基づき実施する小児科・産科連携病院等病床転換整備事業（設備整備に関するものに限る。）

ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき実施する「院内助産所」「助産師外来」設備整備事業

テ 医療機関アクセス支援車整備事業

平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知「医療機関アクセス支援車整備事業の実施について」に基づき実施する医療機関アクセス支援車整備事業

ト 在宅歯科診療設備整備事業

「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき実施する在宅歯科診療設備整備事業

(事業者)

5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者（以下「事業者」という。）とする。

別表1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	都道府県
	ウ 小児救急地域医師研修事業	
	サ 救急医療専門領域医師研修事業	
	ツ 非医療従事者に対する自動体	
	テ 救急医療情報センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業	
	ト 救急患者受入コーディネーター事業	地方公共団体（セのみ広域連合を含む ^(注1) ）、地方独立行政法人、公的団体 ^(注2) 及び厚生労働大臣が適当と認める者 ^(注3)
	イ 小児初期救急センター運営事業	
	エ 共同利用型病院運営事業	
	オ 小児救急医療支援事業	
	カ 小児救急医療拠点病院運営事業	

	キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業 ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業 コ 診療協力支援事業 ス 小児救命救急センター運営事業 セ ドクターヘリ導入促進事業 ソ 救急救命士病院実習受入促進事業 タ 小児集中治療室医療従事者研修事業 チ 救急勤務医支援事業 ナ 救急患者退院コーディネーター事業 シ 救命救急センター運営事業	
		公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業	都道府県
	イ 周産期母子医療センター運営事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、独立行政法人及び国立大学法人を除く。）
	ウ 新生児医療担当医確保支援事業 エ 地域療育支援施設運営事業 オ 日中一時支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(3) 看護職員確保対策事業	ア (ア)、(イ)以外の看護職員資質向上推進事業	都道府県
	イ (イ)の新人看護職員研修事業 エ 看護職員確保対策特別事業 キ 助産師活用推進事業 ク (ア)の短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業 イ (ア)の新人看護職員研修事業	地方公共団体、地方独立行政法

		人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター及び国立大学法人を除く）
	ア (ア)看護職員専門分野研修 ア (イ)看護教員養成講習会事業 カ 外国人看護師候補者就労支援対策事業 ク (イ)の短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	ウ 病院内保育所運営事業	厚生労働大臣が適当と認める者
	オ 訪問看護推進事業	地方公共団体
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020運動推進特別事業 イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業 ウ 在宅歯科医療連携室整備事業	都道府県
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	都道府県
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(8) 在宅医療推進支援事業	ア 在宅医療推進支援センター事業 イ 在宅医療推進連絡協議会 ウ 在宅医療従事者研修	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	都道府県
	イ 医師派遣等推進事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者

	ウ 患者・家族対話推進事業	地方公共団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(10) 女性医師等就労支援事業	—	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(12) 医療提供体制設備整備事業	オ (ウ) NBC災害・テロ対策設備整備事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	ト 在宅歯科診療設備整備事業	公的団体
	キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	都道府県及び指定都市
	サ 環境調整室設備整備事業	(ア)日本赤十字社(イ)全国厚生農業協同組合連合会(ウ)社会福祉法人(エ)健康保険組合及び健康保険組合連合会(オ)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(カ)学校法人及び準学校法人(キ)一般社団法人及び一般財団法人 ^(注3) (ク)医療法人 ^(注4)
	シ 看護師等養成所初度設備整備事業	都道府県及び市町村
	ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
	セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	
	ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	
テ 医療機関アクセス支援車整備事業		
	上記(オ(ウ)、キ、サ、シ、ス、セ、ソ、テ及びト)以外の事業	

(注1) 広域連合とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項に規定するものである。

(注2) 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会をいう。

(注3) 地方公共団体、地方独立行政法人及び公的団体を除く。なお、独立行政法人、国立大学法人等を事業者とする場合には、必要に応じてあらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得ること。

(注4) 一般社団法人及び一般財団法人については、旧民法の第34条に基づくものに限る。

(注5) (キ)及び(ク)については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)、理学療法士等養成所若しくは歯科衛生士養成所に限る。

(交付額の算定方法)

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次の i から iv により算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表 2 の第 2 欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i 次の (1) から (12) により交付算定基礎額を算出する。

(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。

① 4の(1)のア、ウ、サ、ツからトの事業

ア 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(1)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村（特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額（ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア) により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額）と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 3 の第 3 欄に定める係数 a を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(1)のエ及びオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地区ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(1)のクの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 市町村が実施する事業、又は都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(ただし、都道府県、市町村以外の者が行う事業については、(ア)により選定された額と市町村が補助する額とを比較して少ない方の額)に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(1)のカ、セ及びソの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを

施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑥ 4の(1)のキの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑦ 4の(1)のシの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑧ 4の(1)のケ、コ、ス、タ、チ、ナの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都

道府県が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ（ウ）において同じ。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

⑨ 4の（1）のタの事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（（イ）により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。ウ（ウ）において同じ。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

（2）周産期医療対策事業等の交付算定基礎額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。

① 4の（2）のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(2)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) アにより選定された額と総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(2)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ(ウ)において同じ。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都

道府県が補助する額と市町村が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

④ 4の（2）のエの事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（（イ）により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の（2）のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

（3）看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑦により算出された額の合計額とする。

① 4の（3）のアの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを研修実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

② 4の(3)のイの(ア)の事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを研修実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額と、都道府県が補助する額(イにより選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(3)のイの(イ)、キ及びクの(ア)の事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

④ 4の(3)のウの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを病院内保育施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑤ 4の(3)のエ及びカの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

⑥ 4の(3)のオの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他

収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じた額と、第4欄に定める基準額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

⑦ 4の(3)のクの(イ)の事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを事業実施施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(4) 歯科保健医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 8020運動推進特別事業

ア 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 歯科医療安全管理体制推進特別事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 在宅歯科医療連携室整備事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業の交付算定基礎額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。

① 公的団体が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と前年度末の累積欠損金及び不良債務の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 公的団体以外が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

ア 別表2の第3欄に定める当該病院の該当する種目について、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に別表3の第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを地域ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(8) 在宅医療推進支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(9) 地域医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。

① 4の(9)のアの事業

ア 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

② 4の(9)のイの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ) により選定された額の4分の4から4分の2の範囲内の額とする。) とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

③ 4の(9)のウの事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除し

た額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(10) 女性医師等就労支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業(別表2の第4欄(1)及び(2)の経費)

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付基礎額とする。

ウ 都道府県が補助する事業(別表2の第4欄(3)の経費)

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を算出する。

(ウ) 都道府県が、(イ)により算出された額に、1から2分の1の範囲内の率を乗じて得た額を補助する施設ごとに、(イ)により算出された額に第6欄に掲げる補助率を乗じて得た額を算出し、その合計額を交付基礎額とする。

(11) 産科医等育成・確保支援事業

ア 都道府県が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道

府県が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。ウ（ウ）において同じ。）を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ウ 都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

（ア）別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ウ）（イ）により選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額（（イ）により選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）を比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。

(12) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからクにより算出された額とする。

ア 4の(12)のア（アの（ウ）の事業を除く）からウ（ウの（ウ）の事業を除く）、オの（ア）及び（イ）、コ、チ並びにツの事業

（ア）別表2の第3欄に定める種目ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 4の(12)のアの（ウ）の事業

（ア）都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。（イ）cにおいて同じ。）を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

（イ）都道府県、市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを

施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額と市町村が補助する額（bにより選定された額の3分の3から3分の2の範囲内の額とする。）を比較してもっとも少ない額を交付基礎額とする。

ウ 4の(12)のアの(キ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額（bにより選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

エ 4の(12)のエの事業

(ア) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

(イ) 公的団体又は厚生労働大臣が適当と認める者が実施する地域医療支援病院における共同利用施設設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得

た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

オ 4の(12)のオの(ウ)の事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

カ 4の(12)のカからケ及びシからソの事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

キ 4の(12)のサの事業

(ア) 都道府県が実施する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(イ) 指定都市が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

ク 4の(12)のタの事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

ケ 4の(12)のテ及びトの事業

- (ア) 都道府県が実施する事業
 - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- (イ) 都道府県が補助する事業
 - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表3の第3欄に定める係数aを乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める係数bを乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

コ 4の(12)のウの(ウ)の事業

- (ア) 都道府県が実施する事業
 - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。
- (イ) 都道府県が補助する事業
 - a 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
 - b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - c bにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助する額(イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内の額とする。)を比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。

- ii iにより算出された交付算定基礎額を、各都道府県が行う事後的評価に基づき、別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとに合計した額を交付基礎額とする。
- iii 別表4の第3欄のDに掲げる配分調整分類にかかる交付基礎額の算出方法については、iiにかかわらずivにより算出するものとする。
- iv iにより算出された交付算定基礎額を、別表5、別表6及び別表7の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、その合計した額を交付基礎額とする。

別表2

1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	ア 小児救急電話相談事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 活動費 ア 午後6時から翌日午前8時までの間において実施するもの。 (ア) 8時間以上実施する場合 54,200円×実施日数 (イ) 8時間未満実施する場合 (54,200円－6,700円)×(8時間－実施時間)×実施日数 イ 午前8時から午後6時までの間において実施するもの。 (ア) 8時間以上実施する場合 54,200円×実施日数 (イ) 8時間未満実施する場合 (54,200円－6,700	小児救急電話相談事業に必要な報償費(医師等雇上謝金)、需用費(消耗品費、印刷製本費、広報経費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料(電話機、電話転送機器等)、備品購入費(電話機、電話転送機器等)、賠償責任保険料、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1

		<p>円×(8時間－実施時間))×実施日数</p> <p>(ただし、ア及びイの時間帯に連続又は断続して事業を行う場合は、その合計時間とし、8時間を限度とする。)</p> <p>(2) 運営経費 1,984千円×運営月数／12</p> <p>(3) 協議会経費 1か所当たり 334千円</p>	<p>小児救急電話相談事業協議会に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、使用料及び賃借料(会場借料)、役員費(通信運搬費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	
イ 小児初期救急センター運営事業	—	<p>1か所当たり 1,700千円</p>	<p>小児初期救急センターの運営に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	3分の1
ウ 小児救急地域医師研修事業	—	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p>		2分の1

		<p>(1) 研修経費 1 地区当たり 273 千円</p> <p>(2) 協議会経費 1 か所当たり 1,014 千円</p>	<p>小児救急地域医師研修事業に必要な報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託費（上記経費に該当するもの。）</p> <p>小児救急地域医師研修事業協議会に必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	
エ 共同利用型病院運営事業	—	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり 71,450 円×診療日数 (ただし、休日Bの土曜日と休日Aの日曜日に連続して事業を行う場合は、2日間を1回として次の算</p>	<p>共同利用型病院運営事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）</p>	3分の1

		<p>式により加算する。 13,570円×診療回数)</p> <p>(2) 休日C 1地区あたり 35,720円×診療日数</p> <p>(注) (1) 診療日の設定方法については、別添1に定めるところによるものとする。 (2) 診療日数は、地区における事業日数とする。</p>		
オ 小児救急医療支援事業	—	<p>次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (常勤の体制)</p> <p>(1) 休日A、休日B及び夜間 1地区あたり 26,310円×診療日数</p> <p>(2) 休日C 1地区あたり 13,150円×診療日数</p> <p>(3) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金(時間外(125/100以上)及び深夜(150/100、160/100又は125/100以上))を手当している場合に限る。) 1地区あたり 19,782円×診療日数</p> <p>(4) 小児救急電話相談</p>	小児救急医療支援事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師雇上謝金)	3分の1

		<p>実施加算（都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。）</p> <p>1 地区当たり</p> <p>14,838 円×診療日数</p> <p>(オンコール体制)</p> <p>(5) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合</p> <p>1 地区当たり</p> <p>13,570 円×診療日数</p> <p>(注)</p> <p>(1) 診療日の設定方法については、別添1に定めるところによるものとする。</p> <p>(2) 診療日数は、地区における事業日数とする。</p>		
カ 小児救急医療拠点病院運営事業	—	<p>1 か所当たり次の(1)及び(4)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(常勤の体制)</p> <p>(1) 35,926 千円×運営月数／12</p> <p>(2) 夜間加算(労働基準法第37条第1項及び第3項に定める</p>	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法廷福利費等）、報償費（医師雇上謝金）	2分の1

		<p>割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上）を手当している場合に限る。）</p> <p>3,520千円×運営月数／12</p> <p>(3) 小児救急電話相談実施加算（都道府県が委託等により小児救急電話相談(#8000)を実施している場合に限る。）</p> <p>6,781千円×運営月数／12</p> <p>(オンコール体制)</p> <p>(4) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合</p> <p>12,403千円×運営月数／12</p>		
キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業	管制塔病院	1か所当たり 30,746千円	管制塔病院の運営費に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、医療機器購入費、備品購入費	3分の1
	支援医療機関		支援医療機関の運営に必要な次に掲げる経費	3分の1

		(1) 空床確保経費 1日1床当たり 29,110円 (地域において1日8 床を限度とする。)	(1) 空床確保に かかる経費 支援医療機関 ごとに直近の 決算数値から 以下の式によ り算出される 額に確保する 空床の数を乗 じて得た額 入院診療収益× (医業費用－材 料費)／医業費 用／病床数／3 65日	
		(2) 医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円	(2) 医師派遣に 係る報酬、給 料、職員手当 等、共済費、 賃金、報償費	
	支援診療 所	医師派遣経費 1人1回当たり 13,570円	医師派遣に係る 報酬、給料、職 員手当等、共済 費、賃金、報償 費	3分の1
ク ヘリコプ ター等添乗 医師等確保 事業	—	添乗者1人当たり 8,190円	ヘリコプター等 添乗医師等確保 事業に必要な災 害補償費(死亡 時に支払われる 補償分相当分の 保険料)	3分の1
ケ 受入困 難事案患 者受入医	—	(医療機関を固定する 場合) 1日1床当たり	受入困難事案 患者の受入れ に必要な空床	3分の1

療機関支 援事業		29,110 円 (医療機関を固定しな い場合) 受入 1 件当たり 8,870 円	確保等にかか る経費	
コ 診療協 力支援事 業	—	1 人 1 回当たり 13,570 円	医師派遣に係 る報酬、給料 、職員手当等 、共済費、賃 金、報償費	3 分の 1
サ 救急医療 専門領域医 師研修事業	—	研修 1 分野当たり 1,594 千円	救急医療専門領 域医師研修事業 に必要な報償費 (謝金)、需用 費(消耗品費、 印刷製本費)、 材料費(実習材 料費)、委託料 (上記経費に該 当するもの。)	2 分の 1
シ 救命救急 センター運 営事業	救命救急 センター	1 か所当たり次の(1) 及び(2)により算出さ れた額の合計額とす る。 (1) 次の①から⑦によ り算出された額の合 計額に別添 2 に定め る充実段階に基づく 率を乗じて得た額と する。 ① 30 床以上の運営の 場合 174,279 千円×運営 月数/12 (ただし、30 床未満 21 床以上の運営の	救命救急センタ ーの運営に必要 な給与費(常勤 職員給与費、非 常勤職員給与費 、法定福利費等)、材料費(薬 品費、診療材料 費、医療消耗備 品費等)、経費 (消耗品費、消 耗備品費、光熱 水費、燃料費等)、その他の費 用(研究研修費 、図書費等)	3 分の 1

場合は、1床当たり
5,382千円×運営
月数／12を減額
する。)

② 20床の運営の場合
125,155千円×運営
月数／12

(ただし、20床未満
の運営の場合(平
成19年度以前に
整備されたもの、
又は平成19年度
中に国と調整を行
っており平成20
年度において整備
されるものに限る
。)は、1床当た
り3,222千円×運
営月数／12を減
額する。)

③ ドクターカーの運
転手を確保する場
合4,701千円×確
保月数／12

④ 心臓病の内科系専
門医及び外科系専
門医をそれぞれ専
任で確保する場合
13,265千円×確保
月数／12

(ただし、別添2に
定める充実段階が
Aの場合に限り算
定するものとする
。)

⑤ 脳卒中の内科系専
門医及び外科系専
門医をそれぞれ専

	<p>任で確保する場合 13,265千円×確保 月数／12 (ただし、別添2に 定める充実段階が Aの場合に限り算 定するものとし る。)</p> <p>⑥小児救急専門病床 に医師、看護師を 専任で確保する場 合 55,967千円×確 保月数／12</p> <p>⑦重症外傷の外科系 専門医を専任で確 保する場合 13,265千円×確保 月数／12</p> <p>(2) 在日外国人にかか る前年度の未収金 (1か月1人当たり20 万円超)に限って20 万円を超える部分</p>		
地域救命 救急セン ター	<p>1か所当たり次の(1) 及び(2)により算出さ れた額の合計額とする 。</p> <p>(1) 次の①から⑥によ り算出された額の合 計額に別添2に定め る充実段階に基づく 率を乗じて得た額と する。</p> <p>① 10床の運営の場合 98,919千円×運営 月数／12 (ただし、11床以上 20床未満の運営の場</p>	地域救命救急セ ンターの運営に 必要な給与費（ 常勤職員給与費 、非常勤職員給 与費、法定福利 費等）、材料費 （薬品費、診療 材料費、医療消 耗備品費等）、 経費（消耗品費 、消耗備品費、 光熱水費、燃料 費等）、その他 の費用（研究研	3分の1

合は、1床当たり5,589千円×運営月数 / 12を加算する。)

②ドクターカーの運転手を確保する場合

4,701千円×確保月数 / 12

③心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合
13,265千円×確保月数 / 12
(ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)

④脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合
13,265千円×確保月数 / 12
(ただし、別添2に定める充実段階がAの場合に限り算定するものとする。)

⑤小児救急専門病床に医師、看護師を専任で確保する場合
55,967千円×確保月数 / 12

⑥重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合

修費、図書費等)

		<p>13,265千円×確保月数／12</p> <p>(2) 在日外国人にかかる前年度の未収金（1か月1人当たり20万円超）に限って20万円を超える部分</p>		
ス 小児救命救急センター運営事業	—	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 213,118千円×運営月数／12</p> <p>(2) 研修事業を行っている場合 1か所当たり 9,007千円</p>	<p>小児救命救急センターの運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（医薬品費、診療材料費、医療消耗品費等）、経費（消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等）、その他の費用（研究研修費、図書費等）</p>	3分の1
セ ドクターヘリ導入促進事業	(略)	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) ドクターヘリ運航経費 1か所当たり 188,886千円×運営月数／12</p>	<p>ドクターヘリの運航に必要な委託費（ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費</p>	

		<p>(2) 搭乗医師・看護師確保経費 1か所当たり 17,422千円×運営 月数/12</p> <p>(3) ドクターヘリ運航調整委員会経費 1か所当たり 3,522千円</p>	<p>(航空保険料)等)</p> <p>ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)</p> <p>ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)</p>	
ソ 救急救命士病院実習受入促進事業	—	1か所当たり 1,369千円	救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要のコーディネーター医給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定	2分の1

			福利費等)、賃金、報償費(指導医謝金)	
タ 小児集中治療室医療従事者研修事業	二	1か所当たり 12,612千円	小児集中治療室医療従事者研修事業に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(謝金)、需用費(消耗品費、印刷製本費等)、委託費(上記経費に該当するもの。)	2分の1
チ 救急勤務医支援事業	一	1人1回当たり 休日 13,570円(日中) 夜間 18,659円 (注) 基準額の算出に当たっては、別添1における診療日の区分ごとにそれぞれ1回とみなして算出するものとする。	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当(医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記しているもの。)	3分の1
ツ 非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)の普及啓発事業	一	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 協議会経費 1か所当たり 406千円	自動体外式除細動器(AED)協議会に必要な賃金、報償費(2分の1

			委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)
	(2) 指導者の養成経費 1か所当たり 174千円	自動体外式除細動器(AED) 指導者の養成に必要な賃金、報償費(委員謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料(会場借料)、役務費(通信運搬費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	
	(3) 講習会等経費 1か所当たり ア 初年度 10,963千円 イ 2年目以降 2,668千円	自動体外式除細動器(AED) の普及のための講習等に必要な賃金、報償費(講師謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料(会	

			場借料)、役務費(通信運搬費等)、備品購入費(実習用備品)、委託料(上記経費に該当するもの。)	
		(4) 普及啓発会議等 経費 1 県当たり 800 千円	自動体外式除細動器(AED)の消耗品等交換普及啓発会議のために必要な諸謝金、委員等旅費、会議費、賃金(事務職員雇上経費)、会場借料、通信運搬費	
テ 救急医療 情報センタ	—	厚生労働大臣に協議して定めた額	救急医療情報センター(広域災	3分の1

<p>一（広域災害・救急医療情報システム）運営事業</p>			<p>害・救急医療情報システム）の運営に必要な給料、職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当、夜勤手当、管理職手当、休日給手当、特殊勤務手当）、賃金、報償費（委員謝金）、旅費（委員旅費）、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（建物、システム機器）、機器据付費、備品購入費（システム機器）、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	
<p>ト 救急患者受入コーディネーター事業</p>	<p>一</p>	<p>1 か所当たり 29,625 千円</p>	<p>救急患者受入コーディネーターの確保に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記</p>	<p>2分の1</p>

				経費に該当するもの。)	
	ナ 救急患者退院コーディネーター事業	—	1 か所当たり 9,724 千円×事業月数 / 12	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。)	3分の1
(2) 周産期医療対策事業等	ア 周産期医療対策事業	—	次の(1)から(7)により算出された額の合計額とする。 (1)周産期医療協議会 637 千円 (2)周産期医療ネットワーク事業 厚生労働大臣が必要と認めた額 (3)相談事業 ① 専門相談設置費 264 千円×実施月数 ② 啓発普及費 193 千円 (4)周産期医療関係者の研修事業 874 千円 (5)周産期医療調査・研究事業	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	3分の1

		1,005 千円		
		(6)NICU入院児支援事業		
		5,510 千円		
		(7)搬送コーディネーター事業		2分の1
		29,625 千円		
イ 周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 1か所につき、該当する次の①から③により算出された額を別に定める評価基準に当てはめて計算して得た額とする。 ①MFICU運営費 (ア)特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 2,008 千円×病床数×事業月数/12 (イ) (ア)以外の民間病院等の場合 5,883 千円×病床数×事業月数/12 ②NICU運営費 (ア)特別交付税措置の対象とならない民間病院等 3,419 千円×病床数×事業月数/12	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1

		<p>③GCU運営費</p> <p>(7)特別交付税措置の対象とならない民間病院等</p> <p>1,584千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(2)搬送受入促進事業</p> <p>1日につき1人当たり</p> <p>13,570円</p>		
	地域周産期母子医療センター	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>1か所につき、該当する次の①から③により算出された額を別に定める評価基準にあてはめて計算して得た額とする。</p> <p>①MFICU運営費</p> <p>(7)特別交付税措置の対象となる公立病院の場合</p> <p>8,658千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(1)(7)以外の民間病院等の場合</p> <p>12,533千円×病床数×事業月数/12</p> <p>②NICU運営費</p> <p>(7)特別交付税措置の対象となる公立病院の場合</p> <p>4,887千円×病床</p>	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	3分の1

		<p>数×事業月数/12</p> <p>(1)(7)以外の民間病院の場合 8,762千円×病床数×事業月数/12</p> <p>③GCU運営費 特別交付税措置の対象とならない民間病院等 2,408千円×病床数×事業月数/12</p> <p>(2)搬送受入促進事業 1日につき1人あたり 13,570円</p>		
		<p>(3)母体救命強化加算 産科、小児科（新生児）、麻酔科及び救急医療の関係診療科（脳神経外科、循環器内科、心臓外科等）を有し、救命救急センターを併設し、24時間患者を受け入れる体制を整える場合 17,917千円×事業月数/12とする。 （ただし、地域周産期母子医療センターについては、都道府県内に所在する総合周産期母子医療センターが母体救命強化加算の要件を満たさない場合に限る。）</p>	<p>関係診療科等との連携に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費</p>	3分の1
ウ 新生児医療担当医		<p>新生児1人あたり 10,000円</p>	<p>NICUにおいて新生児を担当する</p>	3分の1

確保支援事業		(NICU入院初日のみ)	医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当等)	
エ 地域療育支援施設運営事業		1か所につき、次により算出された額 23,655千円×事業月数/12 ※4床以上整備する場合は、1床あたり7,885千円を増額する。 (ただし10床を限度とする。)	地域療育支援施設運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕量、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費	2分の1
オ 日中一時支援事業		(1) 病床確保経費 1日1床あたり 29,110円	日中一時支援事業に必要な次に掲げる経費 (1) 病床確保に係る経費 報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬	3分の1

			<p>(2) 看護師等確保経費 1日 6,350円</p>	<p>材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p> <p>(2) 看護師等確保に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費(患者を受け入れた場合に限る。)</p>	
(3) 看護職員確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業	—	<p>次の(1)から(8)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 看護職員専門分野研修 定員1人あたり 105千円</p> <p>(2) 中堅看護職員実務研修 次のア及びイの合計額とする。 ア 短期研修 1実施単位あたり 604千円 イ 中期研修</p>	<p>看護職員専門分野研修の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、委託料(上記経費に該当するもの。)</p> <p>中堅看護職員実務研修の実施に必要な報償費、旅費、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	定額

1か所当たり
3,192千円

(3) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業
次のア及びイの合計額とする。

ア がん
1,966千円

イ 糖尿病
1,966千円

専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役員費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）

(4) 看護教員養成講習会事業
次のア～エの合計額とする。

ア 看護教員養成講習会
定員30人
7,056千円

定員30人以上1人増す毎に
230千円

イ 教務主任養成講習会
定員1人につき
404千円

看護教員養成講習会事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）

ウ 保健師・助産師
教員養成講習会
定員1人につき
280千円

エ 他県受入加算
受入人数1人ごとに
20千円

(5) 看護教員継続研
修事業
1,219千円

看護教員継続
研修事業の実
施に必要な報
償費、旅費、
委託料（上記
経費に該当す
るもの。）

(6) 実習指導者講習
会事業
2,178千円

実習指導者講
習会事業の実
施に必要な報
償費、旅費、
委託料（上記
経費に該当す
るもの。）

(7) 協働推進研修事業
1か所当たり
6,398千円

協働推進研修
事業の実施に
必要な賃金、
報償費、旅費
、需用費（消
耗品費、印刷
製本費、会議
費）、役務費
（通信運搬費
）、使用料及
び賃借料、備
品購入費、委

		(8) 潜在看護職員復職 研修事業 1 か所当たり 1,481 千円	<p>託料（上記経費に該当するもの。）</p> <p>潜在看護職員復職研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	
イ 新人看護職員研修事業	—	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 研修経費 ア 新人看護職員が1名するとき 440 千円</p>	<p>新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費）、使用料及び賃借料、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p>	2分の1

イ 新人看護職員
が2名以上のと
き

630 千円

(注)

新人看護職員数は
、当該年度の4月末
日現在における在職
者数とし、上限を70
名とする。

(2) 教育担当者経費
新人看護職員5名
ごとに

215 千円

(3) 医療機関受入研
修事業

ア 1名～4名を受
け入れる場合

1施設当たり

113 千円

イ 5名～9名を受
け入れる場合

1施設当たり

226 千円

ウ 10名～14名を
受け入れる場合

1施設当たり

566 千円

エ 15～19名を受
け入れる場合

新人看護職員
研修事業の実
施に必要な研
修責任者経費
(謝金、人件
費、手当)、
報償費、旅費
、需用費(印
刷製本費、消
耗品費、会議
費)、使用料
及び賃借料、
備品購入費

新人看護職員
研修事業の実
施に必要な教
育担当者経費
(謝金、人件
費、手当)

医療機関受入
研修事業の実
施に必要な教
育担当者経費
(謝金、人件
費、手当)、
需用費(消耗
品費、印刷製
本費、会議費
、図書購入費
)、役務費(通
信運搬費、
雑役務費)、
使用料及び賃
借料、備品購
入費

1 施設当たり
849 千円
オ 20 名以上受け入
れる場合
1 施設当たり
1,132 千円
カ 受け入れる新人
看護職員数が 20
名を超える場合
1 名増すごとに
45 千円

(注)

1 医療機関受入研
修事業は複数月で実
施すること。

2 医療機関受入研
修事業における受入
人数の上限は 30 人と
する。

次の(4)から(6)によ
り算出された額の合
計額とする

(4)多施設合同研修事
業
2,019 千円

多施設合同研
修事業の実施
に必要な賃金
、報償費、委
員等旅費、需
用費（消耗品
費、印刷製本
費、会議費）
、役務費（通
信運搬費、雑
役務費）、使
用料及び賃借
料、備品購入
費（演習用に
限る。）、委

		(5) 研修責任者研修事業 2,343 千円	託料（上記経費に該当するもの。） 研修責任者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
		(6) 新人看護職員研修推進事業 次のア及びイの合計額とする ア 協議会経費 4,615 千円 イ アドバイザー派遣経費 1 か所当たり 340 千円	新人看護職員研修推進事業の実施に必要な賃金、報償費、委員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	
ウ 病院内保	—	各病院内保育施設に	病院内保育所	3分の1

育所運営事業

つき、(1)により算定した基本額より別添3に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。

(1) 基本額

ア A型特例

1人×180,800円

× 運営月数

イ A型

2人×180,800円

× 運営月数

ウ B型

4人×180,800円

× 運営月数

エ B型特例

6人×180,800円

× 運営月数

(2) 加算額

ア 24時間保育を行っている施設

20,080円×運営日数

イ 病児等保育を行っている施設

193,070円×運営月数

ウ 緊急一時保育を行っている施設

20,080円×運営日数

エ 児童保育を行っ

の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）

		<p>ている施設 10,930円×運営日 数</p>		
エ 看護職員 確保対策特 別事業	—	厚生労働大臣が必要 と認めた額	総合的な看護 職員確保対策 特別事業に必 要な報酬、賃 金、報償費、 旅費（外国旅 費を含む。） 、需用費（消 耗品費、印刷 製本費、食糧 費（会議費） 、光熱水費） 、役務費（通 信運搬費、保 険料、広告料 ）、委託料、 使用料及び賃 借料、備品購 入費	定額
オ 訪問看護 推進事業		<p>次の(1)から(10)によ り算出された額の合 計額とする。</p> <p>(1)訪問看護推進協議 会 次のアからウにより 算出された額の合計 額とする。</p> <p>ア 訪問看護推進協 議会経費 531千円</p> <p>イ 事務局(訪問看護 推進室)経費 2,581千円 (ただし、新規に設</p>	訪問看護推進 協議会及び事 務局(訪問看 護推進室)の 運営に必要な 報酬、賃金、 報償費、旅費 、需用費(消 耗品費、印刷 製本費、会議 費)、役務費 (通信運搬費)、使用料及	2分の1

置する事務局(訪問看護推進室)にあつては、上記金額に運営月数/12を乗じて得た額とする。)

ウ 実態調査費
1,834 千円

(2)訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修
次のア及びイにより算出された額の合計額とする。

ア 訪問看護ステーションの看護師の研修
1,258 千円

イ 医療機関の看護師の研修
319 千円

(3)在宅ターミナルケア研修

び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)

実態調査に必要な賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)

訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)

在宅ターミナルケア研修の

1か所当たり	247千円	実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）
(4)在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業	1か所当たり 665千円	在宅ターミナルケアアドバイザー派遣の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）
(5)在宅ターミナルケア等普及事業		在宅ターミナルケア等普及事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記
次のア及びイにより算出された額の合計額とする。		
ア フォーラム等開催経費	1,172千円	
イ 普及啓発パンフレット	2,668千円	

<p>(6)在宅ターミナルケア等地域連携会議 1か所当たり 661 千円</p>	<p>経費に該当するもの。)</p> <p>在宅ターミナルケア等地域連携会議の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。)</p>
<p>(7)訪問看護管理者研修事業 796 千円</p>	<p>訪問看護管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。)</p>
<p>(8)高度在宅看護技術実務研修事業 2,436 千円</p>	<p>高度在宅看護技術実務研修事業の実施に</p>

必要な賃金、
報償費、旅費
、需用費（
消耗品費、印
刷製本費、会
議費）、役務
費（通信運
搬費）、使用
料及び賃借料
、委託料（上
記経費に該当
するもの。）

(9)医療型多機能サー
ビスの展開に向けた
訪問看護充実の検討
5,415 千円

医療型多機能
サービスの展
開に向けた訪
問看護充実の
検討の実施に
必要な賃金、
報償費、旅費
、需用費（消
耗品費、印刷
製本費、会議
費）、役務費
（通信運搬費
）、使用料及
び賃借料、備
品購入費、委
託料（上記経
費に該当する
もの。）

(10)医療依存度の高
い在宅療養者に対す
る訪問看護・訪問介
護一体型事業
2,406 千円

医療依存度の
高い在宅療養
者に対する訪
問看護・訪問
介護一体型事
業の実施に必

			<p>要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	
カ 外国人看護師候補者就労研修支援対策事業		<p>次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)日本語習得支援事業 候補者等1人当たり 117千円</p> <p>(2)就労研修支援事業 1か所当たり 295千円</p>	<p>日本語習得支援事業の実施に必要な報償費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）</p> <p>就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）</p>	定額
キ 助産師活用推進事業		<p>次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。</p>		2分の1

<p>(1) 助産師活用推進協議会 1か所当たり 1,728千円</p>	<p>助産師活用推進協議会の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>
<p>(2) 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業 2,161千円</p>	<p>院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業の実施の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>
<p>(3) 潜在助産師復職研修事業 3,061千円</p>	<p>潜在助産師復職研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用</p>

		(4) 助産所管理者研修事業 599 千円	費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。） 助産所管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）	
ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業		次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1)多様な勤務形態導入研修事業 1か所当たり 825 千円	多様な勤務形態導入研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費	2分の1

		<p>(2)多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業</p> <p>次のア及びイの合計額とする</p> <p>ア 相談窓口設置経費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>1,798 千円</p> <p>イ アドバイザー派遣経費</p> <p>1 医療機関ごとに</p> <p>258 千円</p>	<p>に該当するもの。)</p> <p>多様な勤務形態導入等相談・指導者派遣事業の実施に必要な謝金、派遣旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。)</p>	
		<p>(3)就労環境改善支援事業</p> <p>1 か所当たり</p> <p>2,331 千円</p>	<p>就労環境改善支援事業の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）</p>	
ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業		<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)多様な勤務形態導入研修事業</p> <p>1 か所当たり</p> <p>825 千円</p>	<p>多様な勤務形態導入研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷</p>	2分の1

			<p>製本費、会議費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p> <p>(2)多様な勤務形態導入等相談・アドバイザー派遣事業</p> <p>次のア及びイの合計額とする</p> <p>ア 相談窓口設置経費 1か所当たり 1,798千円</p> <p>イ アドバイザー派遣経費 1医療機関ごとに 258千円</p>	<p>多様な勤務形態導入等相談・指導者派遣事業の実施に必要な謝金、派遣旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020 運動推進特別事業	政策的事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、食糧費、役務費(通信運搬費、広告料)、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料(上記に該	10分の10

			当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	
	その他事業	厚生労働大臣が必要と認められた額	8020運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	10分の10
イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	—	1か所当たり 2,152千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記に該当するものに限る。）	定額
ウ 在宅歯科医療連携室整備事業	—	1か所当たり 8,167千円	在宅歯科医療連携室整備事業に必要な給料、賃金、旅費、需用費（会議費）、使用料及び賃借料、医療機器購	定額

				入費、委託料（ 上記に該当する ものに限る。）	
(5) 公的病 院等特殊 診療部門 運営事業	—	公的病院 特殊診療 部門	ア 小児医療施設 13,546 千円 イ 在宅医療 13,546 千円	—	3分の1
		民間病院 特殊診療 部門	在宅医療 9,809 千円	在宅医療を行う ために必要な給 与費（常勤職員 給与費、非常勤 職員給与費、法 定福利費等）	3分の1
(6) 院内感 染地域支 援ネット ワーク相 談事業	—	—	1 地域当たり 1,257 千円	院内感染地域支 援ネットワーク 相談事業に必要 な報償費（医師 雇上謝金）、委 員等旅費、需用 費（消耗品費及 び印刷製本費） 、使用料及び賃 借料（会場借料 ）、委託料（上 記経費に該当す るもの。）	2分の1
(7) 小児科 ・産科連 携病院等 協力体制 促進事業	—	—	削減病床数1床当たり 1,112 千円	削減病床に専ら 従事していた職 員が引き続き当 該病院に勤務す る場合であって これら職員の次 に掲げる経費 給与費（常勤職 員給与費、非常 勤職員給与費、 法定福利費）	3分の1
(8) 在宅医 療推進支	ア 在宅医療 推進支援セ	—	1 か所当たり 8,697 千円	在宅緩和ケア支 援センター事業	2分の1

援事業	ンター事業			に必要な給与費 (非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	
	イ 在宅医療 推進連絡協 議会	—	1 か所当たり 762 千円	在宅緩和ケア推 進連絡協議会の 実施に必要な報 償費(謝金)、 旅費、需用費(印刷製本費、消 耗品費、会議費)、使用料及び 賃借料、役務費 (通信運搬費) 、委託料(上記 に該当するもの に限る。)	2 分の 1
	ウ 在宅医療 従事者研修	—	1 か所当たり 673 千円	緩和ケアに関す る従事者研修の 実施に必要な賃 金、報償費(謝 金)、旅費、需 用費(印刷製本 費、消耗品費) 、使用料及び賃 借料、役務費(通信運搬費)、 委託料(上記に 該当するものに 限る。)	2 分の 1
	(9) 地域医 療対策事	ア 医療連携 体制推進事	—	1 か所当たり 5,170 千円	医療連携体制推 進事業に必要な

業	業			報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費手数料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
	イ 医師派遣等推進事業	—	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1)都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等経費 1か所当たり 3,000千円</p> <p>(2)派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等経費 受入医師1人当たり 150千円</p>	<p>医師派遣等推進事業を実施するために必要な次に掲げる経費</p> <p>(1)都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等に必要 な賃金、報償費(謝金)、旅費、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)</p> <p>(2)派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等に必要 な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、使</p>	2分の1

			<p>用料及び賃借料、備品購入費</p>
	<p>(3)派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額</p> <p>派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数</p>		<p>(3)派遣元医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師1人1月あたりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額</p> <p>(入院診療収益 + 外来診療収益 - (人件費(医療職) + 材料費 + その他の経費)) / 医師数(常勤 + 非常勤) × 1 / 12</p>
	<p>(4)派遣医師の海外研修等経費</p> <p>派遣医師1人当たり 2,064千円</p>		<p>(4)派遣医師の海外研修等に必要謝金(研修先機関への謝金等(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、旅費(日当・宿泊費を含む(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))</p>

				する。))、図書 購入費、研究研 修費	
ウ 患者・家 族対話推進 事業	患者・家 族対話推 進懇談会 等事業	1 か所あたり 1,170 千円	患者・家族対話 推進懇談会等事 業に必要な報償 費(謝金)、旅 費、需用費(印 刷製本費、消耗 品費、会議費) 、使用料及び賃 借料、役務費(通 信運搬費)、 委託料(上記に 該当するものに 限る。)	2分の1	
	院内相談 員養成研 修事業	1 か所あたり 1,329 千円	院内相談員養成 研修事業に必要 な賃金、報償費 (謝金)、旅費 、需用費(印刷 製本費、消耗品 費、会議費)、 使用料及び賃借 料、役務費(通 信運搬費)、委 託料(上記に該 当するものに限 る。)	2分の1	
(10)女性医 師等就労支 援事業	—	—	次の(1)から(3)により 算出された額の合計額 とする。 (1) 相談窓口経費 6,484 千円	女性医師等就労 支援事業に必要 な次に掲げる経 費 事務局(復職研 修に係る受付・ 相談窓口)業務	2分の1

に必要な給与費
(職員給与費、
非常勤職員給与
費、法定福利費
等)、賃金、報
償費、委員等旅
費、需用費(消
耗品費、印刷製
本費) 役務費(通
信運搬費、雑
役務費)、使用
料及び賃借料、
備品購入費、図
書購入費、委託
料(上記経費に
該当するもの。
)

(2) 病院研修経費

1 か所当たり

8,029 千円

病院において受
け入れた医師に
係る研修を行う
ために必要な次
の経費

(1) 指導医にか
かる謝金、人
件費、手当

(2) 研修医受入
に係る医学研
究材料費、消
耗品費、備品
購入費、図書
購入費

(3) 委託料(上
記(1)・(2)
の経費に該当
するもの)

			(3) 就労環境改善経費 1か所当たり 12,000 千円	就労環境改善に取り組むために必要な給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）	
(11)産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業	—	1分娩当たり 10,000 円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3分の1
	イ 産科医等育成支援事業	—	研修医1人1月当たり 50,000 円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される	3分の1

				手当（研修医手当等）	
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1) 人口 10 万人以上の場合 1 か所当たり 4,200 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては 10,500 千円を限度とする。) (2) 人口 5 万人以上 10 万人未満の場合 1 か所当たり 3,150 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては、7,875 千円を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	3 分の 1
	(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	医療機器	1 か所当たり 10,500 千円	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	3 分の 1
	(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	医療機器	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 21,000 千円 (ただし、特別に必要な場合は、105,000 千円を限度とする。)	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要の専用医療機器の備品購入費	3 分の 1

		(2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 6,000 千円		
		(3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 6,000 千円		
	心電図受信装置	1 か所当たり 2,650 千円	心電図受信装置の購入費	
(エ) 救命救急センター設備整備事業	医療機器	次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 (1) 医療機器((2)から(5)に掲げるものを除く。) 1 か所当たり 244,650 千円 (ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,085千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり42,000千円を加算することができる。) (2) 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円 (4) 小児救急専用医療機器 1 か所当たり 60,000 千円	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の備品購入費	3分の1

		(5) 重症外傷専用医療機器 1か所当たり 60,000千円		
	ドクターカー	1か所当たり 56,068千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費	
	心電図受信装置	1か所当たり 2,650千円	心電図受信装置の購入費	
	無線装置	1か所当たり 1,050千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第8により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	
(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	広範囲熱傷用医療機器	1か所当たり 84,000千円	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者用医療機器購入費	3分の1
	指肢切断用医療機器	1か所当たり 8,155千円		
	急性中毒用医療機器	1か所当たり 30,583千円		
(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	医療機器	1か所当たり 21,000千円	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の備品購入費	3分の1
(キ) 小児集中治療室設備整備事業	医療機器	1か所当たり 11,025千円	小児集中治療室として必要な医療機器等の備品購入費	
イ 小児救急遠隔医療設備	遠隔医療設備	(1) 支援側医療機関 1か所当たり	遠隔医療の実施に必要なテレパ	2分の1

備整備事業		<p>23,934 千円</p> <p>(2) 依頼側医療機関 1 か所当たり ア 病院 27,835 千円 イ 診療所 22,055 千円</p> <p>(ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、(1)と(2)の合計額とすることができる。)</p>	ソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	
ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	<p>(1) 都道府県人口規模 400 万人以上の場合 1 か所当たり 31,500 千円</p> <p>(2) 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 1 か所当たり 25,200 千円</p> <p>((1)及び(2)に新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあっては、9,450 千円に新生児集中治療管理病床 1 床当たり 1,575 千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、15,750 千円を限度とする。)</p>	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の備品購入費	3 分の 1
(イ) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	(1) 都道府県人口規模 400 万人以上の場合 1 か所当たり	周産期医療施設として必要な医療機器等（母体	3 分の 1

		44,793 千円 (2) 都道府県人口規模 400 万人未満の場合 1 か所当たり 30,523 千円	・胎児集中治療 管理室に必要な 医療機器を含む) の備品購入 費	
	ドクター カー	1 か所当たり 30,583 千円	ドクターカー及 びドクターカー に搭載する医療 機器等の備品購 入費	
(ウ) 地域療 育支援施設 施設整備事 業	医療機器	1 か所当たり 3,150 千円×病床数 (※ただし10床分を 限度とする)	地域療育支援施 設として必要な 医療機器等の備 品購入費	2 分の 1
エ 共同利用 施設設備整 備事業	共同利用 高額医療 機器	1 か所当たり 210,000 千円	共同利用施設又 は地域医療支援 病院として必要 な共同利用高額 医療機器の購入 費	3 分の 1
オ (ア) 基幹災 害医療セ ンター設 備整備事 業	医療機器 等	1 か所当たり 30,583 千円	基幹災害医療セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3 分の 1
(イ) 地域災 害医療セ ンター設 備整備事 業	医療機器 等	1 か所当たり 18,350 千円	地域災害医療セ ンターとして必 要な医療機器等 の備品購入費	3 分の 1
(ウ) NBC 災害・テ ロ対策設 備整備事 業	NBC 災 害・テロ 対策用医 療機器等	1 か所当たり 32,228 千円	NBC 災害及び テロ発生時にお ける災害・救急 医療提供体制整 備に必要な医療 機器等の購入費	2 分の 1
カ がん診療	医療機器	1 か所当たり	がん診療施設と	3 分の 1

施設設備整備事業	等	31,500千円 (ただし、1品目の価格が、52,500千円を超えるもので厚生労働大臣が認めるものについては、31,500千円を超えない範囲で加算することができる。)	して必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	
キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医療機器	1か所当たり 10,500千円	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費	3分の1
ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	人工腎臓装置	1か所当たり (1) 多人数用 13,440千円 (2) 単身用 6,825千円	人工腎臓装置の購入費	3分の1
ケ HLA検査センター設備整備事業	医療機器	1か所当たり 21,000千円	組織適合検査に必要な備品購入費(検査機器、臓器保存器)	2分の1
コ 院内感染対策設備整備事業	初度設備	病院の医療法上の総許可病床数が以下の場合 1か所当たり (1) 50床未満 1,019千円 (2) 50床以上 100床未満 1,325千円 (3) 100床以上 200床未満 2,141千円 (4) 200床以上 300床未満 3,262千円 (5) 300床以上 4,383千円	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	3分の1
サ 環境調整室設備整備	検査機器	1か所当たり 37,000千円	環境調整室に必要な検査機器(3分の1

事業			化学物質注入装置、化学物質分析装置、近赤外線ヘモグロビン酸素濃度測定器)の備品購入費	
シ 看護師等養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 13,335千円 (ただし、助産師養成所にあつては、21,735千円とする。)	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	2分の1
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 14,175千円 (ただし、理学療法士又は作業療法士どちらか一方を整備する場合にあつては、7,087千円とする。)	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2分の1
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	教育環境改善設備	1か所当たり 2,650千円	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2分の1
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	初度設備	1か所当たり 11,000千円	施設の新設やカリキュラム変更等に伴い必要となる標本、模型及び教育用機械器具の購入費	2分の1
タ 内視鏡訓練施設設備整備事業	手術台等	1か所当たり 210,000千円	内視鏡手術の研究に必要手術台、麻酔器、无影燈、スコープ、光源装置等の購入費	2分の1
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	医療機器	1か所当たり 10,500千円	小児科・産科連携病院等の病床転換整備として必要な医療機器	3分の1

ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	医療機器等	1か所当たり 3,811千円	の備品購入費 院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3分の1
テ 医療機関アクセス支援車整備事業	マイクロバス	1台当たり 2,701千円	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費	3分の1
	ワゴン車等	1台当たり 1,407千円	医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費	
ト 在宅歯科診療設備整備事業	初度設備	1か所当たり 3,638千円	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3分の1

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(1) 救急医療対策事業	イ 小児初期救急センター運営事業	3分の2	2分の1
	エ 共同利用型病院運営事業		
	オ 小児救急医療支援事業		
	キ 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業		
	ク ヘリコプター等添乗医師等確保事業		
	ケ 受入困難事案患者受入医療機関支援事業		
	コ 診療協力支援事業 シ 救命救急センター運営事業		
(3) 看護職員確保対策事業	ウ 病院内保育所運営費補助事業	3分の2	2分の1
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	3分の2	2分の1
(7) 小児科・産科連携	—	3分の2	2分の1

病院等協力体制促進事業			
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事業 (エ) 救命救急センター設備整備事業 (オ) 高度救命救急センター設備整備事業 (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業 (キ) 小児集中治療室設備整備事業 ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業 エ 共同利用施設設備整備事業 オ (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業 (イ) 地域災害医療センター設備整備事業 コ 院内感染対策設備整備事業 チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業 ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業 テ 医療機関アクセス支援車整備事業 ト 在宅歯科診療設備整備事業	3分の2	2分の1
	イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2

別表 4

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(1) 救急医療対策事	ア 小児救急電話相談事業	A 救急医療等対策 (

業	イ 小児初期救急センター運営事業 ウ 小児救急地域医師研修事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 カ 小児救急医療拠点病院運営事業 キ 管制塔機能を担う救急医療機関等 運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事 業 ケ 受入困難事案患者受入医療機関支 援事業 コ 診療協力支援事業 サ 救急医療専門領域医師研修事業 シ 救命救急センター運営事業 ス 小児救命救急センター運営事業 セ ドクターヘリ導入促進事業 ソ 救急救命士病院実習受入促進事業 タ 小児集中治療室医療従事者研修事 業 チ 救急勤務医支援事業 ツ 非医療従事者に対する自動体外式 除細動器（AED）の普及啓発事業 テ 救急医療情報センター（広域災害 ・救急医療情報システム）運営事業 ト 救急患者受入コーディネーター事 業 ナ 救急患者退院コーディネーター事 業	運営費)
(2) 周産期医療対策事 業等	ア 周産期医療対策事業 イ 周産期母子医療センター運営事 業 ウ 新生児医療担当医確保支援事業 エ 地域療育支援施設運営事業 オ 日中一時支援事業	
(3) 看護職員確保対 策事業	ア 看護職員資質向上推進事業 イ 新人看護職員研修事業 ウ 病院内保育所運営事業 エ 看護職員確保対策特別事業	B 看護職員等確保対 策（運営費）

	<p>オ 訪問看護推進事業</p> <p>カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業</p> <p>キ 助産師活用推進事業</p> <p>ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業</p>	
(4) 歯科保健医療対策事業	<p>ア 8020運動推進特別事業</p> <p>イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業</p> <p>ウ 在宅歯科医療連携室整備事業</p>	
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	C 地域医療確保等対策（運営費）
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	
(8) 在宅医療推進支援事業	<p>ア 在宅医療推進支援センター事業</p> <p>イ 在宅医療推進連絡協議会</p> <p>ウ 在宅医療従事者研修</p>	
(9) 地域医療対策事業	<p>ア 医療連携体制推進事業</p> <p>イ 医師派遣等推進事業</p> <p>ウ 患者・家族対話推進事業</p>	
(10) 女性医師等就労支援事業	—	
(11) 産科医等育成・確保支援事業	<p>ア 産科医等確保支援事業</p> <p>イ 産科医等育成支援事業</p>	
(12) 医療提供体制設備整備事業	<p>ア</p> <p>(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業</p> <p>(イ) 小児初期救急センター設備整備事業</p> <p>(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業</p> <p>(エ) 救命救急センター設備整備事業</p> <p>(オ) 高度救命救急センター設備整備事業</p>	D 地域医療確保等対策（設備費）

<p>(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業</p> <p>(キ) 小児集中治療室設備整備事業</p> <p>イ 小児救急遠隔医療設備整備事業</p> <p>ウ</p> <p>(ア) 小児医療施設設備整備事業</p> <p>(イ) 周産期医療施設設備整備事業</p> <p>(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業</p> <p>エ 共同利用施設設備整備事業</p> <p>オ</p> <p>(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業</p> <p>(イ) 地域災害医療センター設備整備事業</p> <p>(ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業</p> <p>カ がん診療施設設備整備事業</p> <p>キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業</p> <p>ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業</p> <p>ケ H L A 検査センター設備整備事業</p> <p>コ 院内感染対策設備整備事業</p> <p>サ 環境調整室設備整備事業</p> <p>チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業</p> <p>ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業</p> <p>テ 医療機関アクセス支援車整備事業</p> <p>ト 在宅歯科診療設備整備事業</p>	<p>E 看護職員等確保対策（設備費）</p>
<p>シ 看護師等養成所初度設備整備事業</p> <p>ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業</p> <p>セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業</p> <p>ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業</p> <p>タ 内視鏡訓練施設設備整備事業</p>	

別表5 都道府県の優先順位に係る評価事項（100点）

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表6 医療機関に係る評価事項（35点）

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点

		イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表7 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況(5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする(各項目1点)。 (1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施 (5) その他
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数(5点)	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上：5点 (2) 10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等(医師派遣を除く。)(5点)	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする(各項目1点)。

- (1) 大学医学部における地域枠を設定
- (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施
- (3) ドクターバンクを設置
- (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置
- (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上

(交付基礎額の下限)

7 交付の決定において4の(12)の事業について、別表8の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付(算定)基礎額の対象としないものとする。

別表8

1 事業名	2 下限額	
(12) 医療提供体制設備整備事業		
ア(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業(医療機器に限る。)	1品につき	100千円
ア(エ) 救命救急センター設備整備事業(医療機器に限る。)	1品につき	100千円
ア(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	1品につき	100千円
ア(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	1品につき	100千円
ア(キ) 小児集中治療室設備整備事業	1品につき	100千円
ウ(ア) 小児医療施設設備整備事業	1品につき	100千円
ウ(イ) 周産期医療施設設備整備事業(医療機器に限る。)	1品につき	100千円
ウ(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業	1品につき	100千円
エ 共同利用施設設備整備事業	1品につき	1,000千円
オ(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
オ(イ) 地域災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
カ がん診療施設設備整備事業	1品につき	100千円
キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	1品につき	33千円
ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき	100千円
ケ HLA検査センター設備整備事業	1品につき	100千円
コ 院内感染対策設備整備事業	1品につき	33千円
サ 環境調整室設備整備事業	1品につき	100千円

シ 看護師等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円 (ただし、助産師養成所にあつては、1品につき10千円)
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	1か所につき	150千円
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	1品につき	33千円
ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	1品につき	10千円
テ 医療機関アクセス支援車整備事業	1品につき	33千円
ト 在宅歯科診療設備整備事業	1品につき	33千円

(統合補助金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される統合補助金を事業者ごとに別表2の事業区分及び種目、別表4の配分調整分類を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分、種目又は施設(地区又は市町村)の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

(1) 統合補助金の配分の調整は、提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、統合補助金の対象となる配分調整分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。

(2) 事業者配分する統合補助金の別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとの合計額は、当該配分調整分類において配分する交付対象事業における交付算定基礎額の合計額を超えない額となるよう調整する。

(交付の条件)

9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が交付対象事業を実施する場合

ア 交付対象事業に要する経費の配分の変更には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。(それぞれの事業の30%以内の変更(ただし、別表2の6に定める補助率の低い事業から高い事業への配分の変更及び別表2に掲げる事業区分ごとの基準額を超える変更は認めない。)は除く。)

イ 交付対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けな

ければならない。

エ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

ク 統合補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により統合補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

コ 統合補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

イ 都道府県は、国から概算払により統合補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

ウ 都道府県は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 都道府県から間接補助金の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合に

は、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円

(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(エ) 間接補助事業者が市町村又は特別区である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(オ) 間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(カ) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(キ) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(ク) 4の(5)の事業において、公的団体に交付された間接補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。

(3) 都道府県が交付対象事業(市町村が補助する事業に限る。)に対して統合補助金

を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と、「別紙6」とあるのは「別紙6に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金（市町村が補助する事業のために支出する交付金をいう。以下同じ。）に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者（市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。）に交付しなければならない。

ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「統合補助金」とあるのは「市町村補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) (2) のウの(ウ)、(オ) から(キ)に掲げる条件

この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「別紙5」とあるのは「別紙5に準じた様式」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

エ ウにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

オ ウにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (2) 及び(3) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫

に納付させることがある。

(申請手続)

- 10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度6月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 11 この統合補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(統合補助金の概算払)

- 13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 14 都道府県知事は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(1)のウ又は(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(統合補助金の返還)

- 15 厚生労働大臣は、交付すべき統合補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える統合補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 16 特別の事情により6、10、11及び14に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別添1)

診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業参加病院及び救急勤務医支援事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日 休日A 休日B	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休日C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

②休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

(別添 2)

救命救急センターの評価基準

- 1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。
また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。

記

平成〇〇年〇月〇〇日医政指発第〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局指導課長通知
「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」〔別途通知〕

- 2 調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を三段階（A、B、C）に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。
 - (1) 充実段階Aは、100%
 - (2) 充実段階Bは、90%
 - (3) 充実段階Cは、80%

(別添3)

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

- 1 (1) 保育料収入相当額は、保育児童ごとに表1の世帯の階層区分に応じた金額に保育月数を乗じた金額の合計額とする。ただし、10,000円を下限として、年齢順位による扱いは表2のとおりとする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表3のとおりである。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			控除基準額 (月額)
階層区分	定 義		
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		—
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0円
第3階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	4,000円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	10,000円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	17,000円
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	25,000円
第7階層		413,000円以上	35,000円

表1 保育料収入相当額

年齢順位	標準保育料
第1子相当	保育料相当収入表に定める額
第2子相当	保育料収入相当表に定める額×0.5
第3子相当	保育料収入相当表に定める額×1.0

表2 年齢順位による係数

種別	保育児童
A型特例	2人
A型	5人
B型	10人
B型特例	15人

表3 上限人数

(2) 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる標準保育料及び控除保育料とする。

ア. 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。

イ. 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15号に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

ウ. 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると都道府県の長が認めた世帯。

区 分	標準保育料（月額）	控除保育料（月額）
第 3 階 層	13,000円	3,000円

2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（医療提供体制推進事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準件費＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費

注) (1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数
2.6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費
年額3,146,000円

- 3 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6